

船橋市
日中一時支援事業の
ガイドライン

令和7年4月

船橋市福祉サービス部障害福祉課

目次

1	船橋市日中一時支援事業について	- 4 -
1.1	支援内容について	- 4 -
1.2	障害福祉サービス・介護保険・放課後等デイサービス等との関係	- 4 -
1.3	車両送迎について	- 5 -
1.4	日中一時支援事業と放課後等デイサービス、生活介護との違い	- 5 -
2	対象者	- 5 -
2.1	身体障害者手帳所持の障害者・児	- 5 -
2.2	知的障害者・児	- 5 -
2.3	精神障害者・児	- 5 -
2.4	発達障害者・児	- 5 -
2.5	難病患者等	- 6 -
3	サービス形態	- 6 -
3.1	単独型	- 6 -
3.2	併設型	- 6 -
3.3	医療型	- 6 -
3.4	送迎加算	- 6 -
4	支給量等	- 7 -
4.1	支給量	- 7 -
4.2	最低利用時間	- 7 -
5	利用者負担額	- 7 -
6	サービス提供記録の作成・保存等	- 8 -
7	Q&A	- 8 -
7.1	利用者の状況や年齢によって、利用できるサービスに制限はありますか。	- 8 -
7.2	特例として23日を超える支給が認められることはありますか。	- 8 -
7.3	一日で2つの事業所の利用は可能ですか。	- 8 -
7.4	ひと月の支給量が23日となっているが、利用する事業所はいくつ使ってもよいのですか。	- 8 -
7.5	最低何分は利用しなければならないという、制限はありますか。	- 8 -
7.6	トイレ休憩のみの利用を認められますか。	- 9 -

- 7.7 宿泊することはできますか。 - 9 -
- 7.8 日中一時支援事業で外出することはできますか。 - 9 -
- 7.9 日中一時支援での散歩支援は、どの程度まで認められますか。 - 9 -
- 7.10 日中一時支援で買い物などにいくことは可能ですか。 - 9 -
- 7.11 日中一時の送迎先、送迎元として保育園や幼稚園は認められますか。 - 9 -
- 7.12 送迎中は日中一時支援として請求が可能ですか。 - 10 -
- 7.13 なぜ徒歩での送迎は送迎加算が認められないのですか。 - 10 -
- 7.14 送迎の範囲について、日中一時支援事業所と居宅以外に具体的にどこまで認められますか。 - 10 -
- 7.15 事業所から学校、もしくは放課後等デイサービス事業所に送ることができますか。
- 10 -
- 7.16 送迎加算はどのような場合に請求が可能ですか。 - 10 -
- 7.17 送迎加算は車両送迎以外で行った場合でも請求は可能ですか。 - 10 -
- 7.18 移動支援の通所を利用していたが、300時間を超えそうなので、年度途中から送迎加算に切り替えて請求することは可能ですか。(当初送迎加算で請求していたが、年度途中で移動支援に切り替える場合も含む) - 10 -
- 7.19 日中一時支援を朝と夕方2回利用した場合、それぞれ2回ずつ送迎加算の算定ができますか。また、事業所からの送迎に関しては、1日に何度も行ってよいのか。 - 11 -
- 7.20 例えば30分未満の支援を行なった場合、送迎加算の算定もできませんか。 - 11 -
- 7.21 月額で負担する金額は、負担上限月額のみと捉えてよいのですか。 - 11 -
- 8 事業費の返還について - 11 -

1 船橋市日中一時支援事業について

日中一時支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の「地域生活支援事業」に位置づけられています。障害者・児の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を目的とした見守り等の支援を受けた場合に、その費用の一部を支給します。

1.1 支援内容について

登録事業所内において、障害者・児の見守り、社会に適応するための日常的な訓練等に活動の場を提供します。

ただし、登録事業所の外に出て、その周りを徒歩で散歩する程度の支援であれば、支援の範疇として認めます。しかしながら、レジャー施設等に出かけてしまうような明らかに散歩としては捉えられないものについては、移動支援となりますので、認められません。

あくまでも事業所内での支援が日中一時支援事業であることに十分ご注意ください。

1.2 障害福祉サービス・介護保険・放課後等デイサービス等との関係

障害福祉サービス、介護保険、障害児通所支援（放課後等デイサービス等）等の法定サービスを利用できる利用者の方はこれらが優先になります。

なお、令和6年3月14日付 事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課より通知のありました「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた日中一時支援事業等の対応について（周知）」にて、生活介護と日中一時支援の関係について、延長支援加算に対応している事業所については、まずはそちらを優先してください。

1 日中一時支援事業について〔生活介護等におけるサービス提供時間ごとの基本報酬の設定等〕

○ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、生活介護の基本報酬については、サービス提供時間毎に、8時間以上9時間未満まで設定されることに加え、延長支援加算は9時間以上の支援が評価される体系に改定されます。

○ これらの改定により、例えば、これまでは生活介護の営業時間終了後に、日中一時支援事業による預かりニーズへの対応がなされているケース等について、営業時間の延長により、支援ニーズの一部は生活介護での対応が可能になることが考えられます。

○ なお、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいても、預かりニーズに対応した延長支援加算の改定が行われます。

1.3 車両送迎について

日中一時支援事業については、令和6年3月1日付国自旅第359号にて物流・自動車局旅客課長から通知のありました『道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて』にて、一般乗用旅客自動車運送事業の登録をせずに日中一時支援事業を行えますが、この場合、自宅や放課後等デイサービスから事業所、事業所から自宅など日中一時支援事業所が目的地または出発地にならない限り、認められません。

1.4 日中一時支援事業と放課後等デイサービス、生活介護との違い

日中一時支援事業はあくまでも見守り活動が中心です。

そのため、放課後等デイサービスのように生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進または保護者支援などを行うものではありません。

また、生活介護のように調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言を行うものではありません。

2 対象者

2.1 身体障害者手帳所持の障害者・児

次に該当している方

- 身体障害者手帳所持

2.2 知的障害者・児

次のいずれかに該当している方

- 療育手帳所持
- 知的障害に関する判定機関の意見書の交付を受けた方

2.3 精神障害者・児

次のいずれかに該当している方

- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 自立支援医療受給者証（精神通院医療）をお持ちの方

2.4 発達障害者・児

- 国際疾病分類第10版（ICD-10）のF分類またはG40分類に該当すると診断された方

2.5 難病患者等

次に該当している方

- 障害者総合支援法の対象となっている難病等に該当する方

3 サービス形態

日中一時支援事業のサービス提供形態としては、「単独型」「併設型」「医療型」の3種類の方法があります。

3.1 単独型

登録事業所が単独で運営を行うもののことです。

3.2 併設型

登録事業所が障害福祉サービスや放課後等デイサービス等で活用している施設の空き部屋で運営を行うもののことです。

3.3 医療型

医療機関が運営を行うもののことです。

3.4 送迎加算

基本的には自宅と日中一時支援事業所の行き来を想定していますので、自宅から日中一時支援事業所または日中一時支援事業所から自宅の場合に加算が可能です。

なお、条件は1日2回までですが、やむを得ず3回以上利用が必要な場合は、事前に障害福祉課にご相談ください。また、1日につき、1事業所の利用に対する支給を限度とします。

送迎方法については、車両が基本となりますが、徒歩での送迎については、送迎加算の対象外です。

なお、公共交通機関を利用した場合、利用者の乗車料金は利用者の実費負担となり、事業所の職員の乗車料金については、送迎加算を超過した場合、利用者から実費徴収となります。

4 支給量等

4.1 支給量

23日/月

※支給量を超えた部分については、利用者の実費負担となりますので、ご注意ください。

4.2 最低利用時間

最低利用時間は30分ですので、30分未満とならないようご注意ください。

5 利用者負担額

利用者負担額については、以下のとおりです。サービス費用の1割を負担する場合でも、一月あたり最大でも3万7200円が上限額となり、それ以上の負担はありません。なお、複数サービスを利用している場合は、サービス毎に利用者負担額が設定されます。

世帯の収入状況		負担上限月額	世帯の範囲
生活保護世帯		0円	本人及び本人と同一の世帯に属する者
市民税非課税世帯		0円	本人とその配偶者
市民税課税世帯 (支給決定者が障害児の保護者で、市民税所得割額28万円未満のもの)	入所施設利用の場合	9,300円	※本人が18歳未満の場合は、本人及び本人と同一の世帯に属する者
	上記以外	4,600円	
市民税課税世帯 (市民税所得割額16万円未満のもので、入所施設利用者(20歳以上)及びグループホーム利用者を除く)		9,300円	
市民税課税世帯(上記以外)		37,200円	

6 サービス提供記録の作成・保存等

事業所は利用者にサービス提供を行った際は、サービス提供した日、内容、その他必要事項を詳細に記録し、サービス提供が完結した日から5年間保存してください。また、事業所は利用者より利用者負担額の支払いを受けた際は、必ず領収書を利用者に交付してください。

7 Q&A

7.1 利用者の状況や年齢によって、利用できるサービスに制限はありますか。

障害福祉サービスや介護保険制度、障害児通所支援（放課後等デイサービスなど）が利用可能な場合は、まずはそちらが優先となります。また、障害福祉サービスや障害児通所支援のうち、延長支援加算が算定できる事業所へ通所している場合は、そちらが優先となります。

特に介護保険制度については、日中一時支援事業と同様の支援であるデイサービスがありますので、まずはそちらをご利用ください。

7.2 特例として23日を超える支給が認められることはありますか。

特例はなく、認められません。

7.3 一日で2つの事業所の利用は可能ですか。

認められません。

仮に一日で二つの事業所を利用した場合、二つ目の事業所の利用料金については、利用者の実費負担となります。

7.4 ひと月の支給量が23日となっているが、利用する事業所はいくつ使ってもよいのですか。

ひと月の合計の支給量が23日を超えなければ、複数の事業所を利用していたいて構いません。

なお、ひと月の利用が23日を超えた場合、超過した分の利用については利用者の実費負担となります。

7.5 最低何分は利用しなければならないという、制限はありますか。

30分未満の利用とならないように注意してください。

なお、利用者が体調不良等の理由で帰宅してしまった場合等については、この限

りではありませんが、市から問合せをすることがありますので、支援記録には必ず記録してください。

7.6 トイレ休憩のみの利用を認められますか。

認めません。

7.7 宿泊することはできますか。

認められません。

宿泊を伴う制度の利用をお考えの方は、「短期入所」もしくは「心身障害者一時介護料の助成制度」をご検討ください。

7.8 日中一時支援事業で外出することはできますか。

日中一時支援事業は登録事業所内で支援を行うものですので、外出は認められません。

しかしながら、登録事業所の周りを徒歩で散歩したり、徒歩圏内の公園で息抜きを行うものについては認めますが、支援時間の大半が外出とならないようご注意ください。また、支援提供をする際は、利用者（保護者等）への説明を行い、同意を得たうえで安全性に配慮して行うようにしてください。

なお、上記以外の外出（例えば、買い物やレジャー施設等）については、移動支援の利用をご検討ください。また、このようなケースは日中一時支援とは認めませんので十分ご注意ください。

7.9 日中一時支援での散歩支援は、どの程度まで認められますか。

日中一時支援を長時間利用されている方について、施設（事業所）の外に出て、その周りを散歩する程度の支援であれば、支援の範疇として認めます。

しかしながら、レジャー施設等に出かけてしまうような明らかに散歩としては捉えられないものについては、認められません。

7.10 日中一時支援で買い物などにいくことは可能ですか。

日中一時支援の支援内容は、登録事業所内において、障害者・児の見守り、社会に適応するための日常的な訓練等に活動の場を提供であることから、買い物やレジャー施設等の外出は支援内容の対象外です。

その場合は、行動援護や同行援護、移動支援等のご利用をご検討ください。

7.11 日中一時の送迎先、送迎元として保育園や幼稚園は認められますか。

同施設は、保護者の送迎が求められているため、本事業での支援は認められません。

7.12 送迎中は日中一時支援として請求が可能ですか。

送迎中は日中一時支援の時間としては算定できないため、請求ができません。

7.13 なぜ徒歩での送迎は送迎加算が認められないのですか。

徒歩の場合は送迎に係る経費が生じないため、算定することができません。

7.14 送迎の範囲について、日中一時支援事業所と居宅以外に具体的にどこまで認められますか。

例えば事業所の最寄り駅や利用者の居宅の近隣に設定した集合場所等が想定されます。ただし、あくまでも日中一時支援事業所と居宅間の送迎を想定していますので、疑問が生じた際にはお問い合わせください。

なお、利用者や事業所の都合により特定の場所以外（学校や放課後等デイサービス、余暇施設等）への送迎を行う場合や、居宅まで送迎を行う必要がある利用者について居宅まで送迎を行わない場合には算定の対象外となります。

7.15 事業所から学校、もしくは放課後等デイサービス事業所に送ることできますか。

自宅と日中一時支援事業所の行き来を想定していますので、認められません。

7.16 送迎加算はどのような場合に請求が可能ですか。

送迎加算は、基本的には自宅と日中一時支援事業所の行き来を想定していますので、送迎先が日中一時支援事業所または自宅の場合に加算が可能です。

7.17 送迎加算は車両送迎以外で行った場合でも請求は可能ですか。

徒歩は送迎加算の対象外ですが、電車やバスなどの公共交通機関で送迎した場合は、送迎加算の対象となります。なお、公共交通機関を利用した場合、利用者の乗車料金は利用者の実費負担となり、事業所の職員の乗車料金については、送迎加算を超過した場合、利用者から実費徴収となります。

7.18 移動支援の通所を利用していたが、300時間を超えそうなので、年度途中から送迎加算に切り替えて請求することは可能ですか。(当初送迎加算で請求していたが、年度途中で移動支援に切り替える場合も含む)

移動支援と日中一時支援事業を同一法人（同一の代表者を含む）または同一事業所で起こっている場合は、できません。これは移動支援の利用時間である300時間を超えて認めることにつながるからです。

年度当初より、利用者ごとに通所する場合は、移動支援の通所なのか、送迎加算なのかを決定してください。

一方で、移動支援と日中一時支援事業が全くの別の法人、事業所の場合、状況によって判断いたしますので、障害福祉課にご相談ください。

7.19 日中一時支援を朝と夕方2回利用した場合、それぞれ2回ずつ送迎加算の算定ができますか。また、事業所からの送迎に関しては、1日に何度も行ってもよいのか。

送迎については、自宅が関与する行き来を原則の利用形態としていますので、原則1日2回の利用を限度として認めています。

7.20 例えば30分未満の支援を行なった場合、送迎加算の算定もできませんか。

できません。

7.21 月額で負担する金額は、負担上限月額のみと捉えてよいのですか。

事業所での昼食代・おやつ代・おむつ代等については、実際に利用する事業所との契約の中で取り決めを行っていただきますので、負担上限月額に加えて実費負担が発生する可能性があります。詳しくは、利用する事業所にお問い合わせください。

8 事業費の返還について

船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則、船橋市地域生活支援サービス事業実施要綱、船橋市地域生活支援事業所の登録に関する規則および本ガイドラインにそぐわない支援内容や不正行為があった場合などは事業費の返還対象となりますので、疑問点が発生した場合は必ず問合せをお願いします。

(請求先・問合せ先)

〒273-8501

千葉県船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市健康福祉局 福祉サービス部 障害福祉課 認定審査係

(TEL) 047-436-2346

(FAX) 047-436-3602